

## 次期環境基本計画の策定について

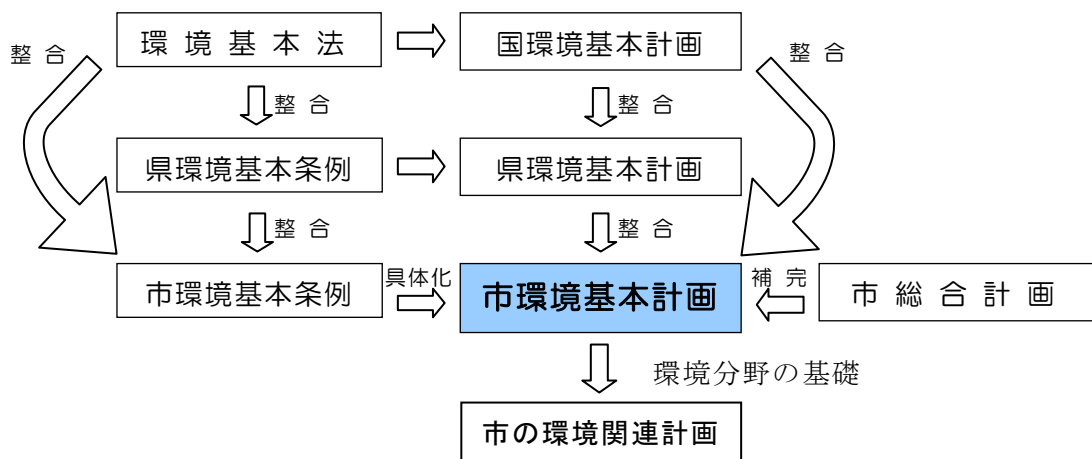
### 1 目的

平成22年3月に策定した「射水市環境基本計画」の計画期間満了に伴い策定するもので、市民・事業者・行政の参画と協働のもと、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、環境の保全に関する基本計画を策定する。

なお、本市は平成20年4月から「射水市環境基本条例」を制定しており、本計画は、条例第11条第1項<sup>1</sup>の規定に基づき策定するものである。

### 2 計画の位置付け

本計画は、市総合計画における環境分野の個別計画として位置付けられるものであり、市総合計画を環境面において補完するものである。



### 3 現計画について

- ・ 計画期間 平成22年4月から平成30年3月までの8年間
- ・ 基本目標 「健康で安全な生活環境の確保」  
「人と自然環境の共生」  
「うるおいとやすらぎのある快適環境の創出」  
「循環型社会の構築」  
「地球環境の保全」  
「市民協働による環境の保全及び創造」

#### 4 策定方法

##### (1) 現況状況の把握

- ・ 現計画の進捗状況の把握
- ・ 環境測定データの経年変化の把握

##### (2) 市関係課で庁内検討を実施

- ・ 市で取り組む環境施策の確認

##### (3) 環境審議会における審議

- ・ 環境審議会専門部会の設置（環境基本条例第29条）<sup>ii</sup>
- ・ 環境像、基本目標、数値目標の検討
- ・ 事業者・市民の取組、施策内容の検討

#### 5 策定スケジュール

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会開催(諮問)								■				
専門部会開催											■	

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画素案作成		■											
環境審議会開催					■			■			■	(答申)	
専門部会開催				■			■			■			
庁内検討委員会開催		■				■			■				
パブリックコメント実施									■				
パブリックコメント結果の集約										■			

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市ホームページ、広報誌 CATV等で周知	■											

i 射水市環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

ii (専門部会)

第29条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員若干人で組織する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。